

国土利用計画北上市計画 2011－2020

平成 22 年 3 月
岩手県北上市

国土利用計画北上市計画 目次

前 文	1
1 土地利用の基本的な考え方	2
(1) 土地利用の現状	2
(2) 土地利用をめぐる社会背景	3
(3) 土地利用の諸課題	5
(4) 土地利用の基本方針	6
(5) 地域類型別の土地利用の基本方向	8
(6) 利用区分別の土地利用の基本方向	9
2 土地利用のフレーム	11
3 地区別の土地利用の方向	12
(1) 東部地区	12
(2) 中部北地区	13
(3) 中部中央地区	13
(4) 中部南地区	14
(5) 西部北地区	14
(6) 西部南地区	14
(7) 西部森林北地区	15
(8) 西部森林南地区	15
4 望ましい土地利用をすすめるために	16
(1) 公共の福祉の優先	16
(2) 国土利用計画法等の適切な運用	16
(3) 持続可能なまちの実現	16
(4) 土地の保全と安全性の確保	17
(5) 美しい環境の形成	18
(6) 土地利用の転換の適正化	20
(7) 土地の有効利用の促進	21
(8) 土地に関する調査の推進及び施策の普及啓発	23
(9) 指標の活用	23

前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、北上市の区域における国土（以下「土地」という）の利用に関して必要な事項を定めるものであり、国土利用計画岩手県計画を基本とし、地方自治法第2条第5項の規定に基づく「北上市総合計画基本構想（平成21年12月16日議決）」に即して策定するものです。

計画の期間は、平成23年度から平成32年度までとします。

1 土地利用の基本的な考え方

(1) 土地利用の現状

●土地利用の原点

土地は、現在及び将来における市民の限られた資源で、生活や生産を通じたさまざまな活動の共通の基盤になるものです。このため土地の利用は、健康で文化的な生活環境の確保と地域の持続的な発展を図りつつ、公共の福祉の優先と自然環境の保全を基調とします。そのうえで、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮しながら、総合的かつ計画的な土地の利用を進めていかなければなりません。

●北上市の土地条件

北上市は、岩手県内陸部のほぼ中央部に位置し、面積が 437.55k m²、人口 94,321 人(平成 17 年国勢調査)を擁する都市です。地形は、北上川の西部に北上平野が広がり、その西側には奥羽山系の標高 1,000 メートル級の山々が連なっています。また、北上川の東部地域は、北上山地に属する丘陵地となっています。気候は、太平洋側の気候区に属していますが、内陸性の気候や日本海側の気候の特性をも有しています。年平均気温は 10.2℃、年間降水量は 1,265 ミリメートル、年間平均降雪日数は 75.7 日となっています。

北上市の交通条件は、南北方向の軸を形成する東北新幹線、JR 東北本線、東北縦貫自動車道、国道 4 号と、東西方向の軸を形成する JR 北上線、東北横断自動車道秋田線、国道 107 号が交差する交通の要衝となっており、広域の拠点都市として果たすべき役割は今後とも大きなものがあります。

土地利用の現況は、国道 4 号、JR 東北本線に沿って形成された都市的部分を農地が囲み、そのまわりを山間地域、丘陵地域が包み込む形態となっています。農地は、水田が大半を占めており、その整備率は高く、近年は汎用化水田としての再整備が進められています。

●土地利用の状況

平成 20 年度における北上市の土地利用の状況は、総面積 437.55 km²のうち、森林が 50.8%、農用地が 22.4%となっているほか、原野が 2.3%、水面・河川・水路が 4.6%、道路が 5.9%、宅地が 5.6%、その他が 8.4%となっています。平成 11 年度から平成 20 年度までの変化をみると、農用地が減少する一方で、道路、宅地が増加し、農用地から道路、宅地への転換がなされていますが、平成元年から平成 10 年までの変化と比べて、土地利用転換の動向は鈍化してきています。

また、大規模小売店の進出等による郊外の市街化が進み、中心市街地の地価の下落傾向が続いているとともに、空き店舗が目立つなど中心市街地の空洞化もみられます。

(2) 土地利用をめぐる社会背景

●人口減少社会の到来

日本は本格的な人口減少・少子高齢社会に突入しました。国立社会保障・人口問題研究所の平成 17 年 12 月の推計によると、平成 47 年までにおよそ 3,800 万人余りが減少する見込みとなっています。このような状況を踏まえ、平成 18 年に国では、成長・拡大を前提とした従来の土地利用政策の基本姿勢を転換しました。市街地の郊外への無秩序な拡大を抑制するとともに、公共交通網の充実を図り、中心市街地に都市施設や居住を集約した「コンパクトシティ」の実現を目指し、都市計画法をはじめとする、いわゆるまちづくり三法を改正しました。

岩手県においては平成 9 年から人口減少が始まり、平成 17 年の国勢調査(以下 17 国調)と前回(平成 12 年国勢調査)を比較すると、県全体で 31,139 人が減少しました。国立社会保障・人口問題研究所の平成 19 年 5 月の推計によると、県内人口は 47 年には約 104 万人になるとされており、17 国調と比較すると 34 万 5 千人が減少する見込みになっています。

北上市においても、少子高齢化の傾向が現れており、国立社会保障・人口問題研究所の平成 20 年 12 月の推計によると、将来の人口減少は避けられない状況にあります。

そのような中、総世帯数の増加や一部地域で人口増加に伴う土地需要が見られるものの、全体としては土地利用転換の動きが弱まり、各地域の人口密度が低下することが予想されるとともに、高齢化・過疎化に伴う地域コミュニティの弱体化が懸念されます。

●環境問題に対する市民意識の高まり

地球レベルでの環境問題が深刻化するとともに、環境に対する人々の意識が大きく変わってきています。森林や農地がもたらす二酸化炭素の吸収機能、防災や保水、自然浄化の機能が注目され、その向上への働きかけが行われるなど、より豊かな自然を保全・創造していく志向が強まっています。

豊かな自然に恵まれた北上市においても、自然環境の保全への配慮とともに、自然とのより密接な関係を創り出すような、有効な活用方策が求められています。また、自然環境・生態系に与える負荷をできる限り低減することも重要な課題であり、土地の利用に関しても、自然との共生と資源循環型社会の実現に向けた土地利用を基本とすることが重要となっています。

●土地の安全性に対する要請の高まり

近年、災害等に対する安全性、特に地震の続発を契機として、高い確率での発生が予想される宮城県沖地震等による大規模な地震災害への懸念が高まっています。また、自然災害のおそれのある地域での居住、都市における諸機能の集中やライフラインへの依存、森林の適切な管理が十分に行われていないことなどから、安全性に対する要請が高まっています。

●優れた景観の保全に対する気運の高まり

自由時間の増大や情報環境の向上、生活圏の拡大などによる価値観・ライフスタイルの変化によって、人々の暮らしは、物質的な豊かさから心の豊かさを求める方向に変化し、安らぎや癒し、個性や個人の自由な選択が重視されるなど、成熟度の高い社会に変わりつつあります。これに伴い、豊かな自然や美しい景観に対する関心などが、これまで以上に高まっています。

近年、北上市においては、郊外部で従来市街化していない区域における住居系や商業系の開発が続
き、一部には豊かな自然・農村景観の喪失も見受けられます。このため、豊かな自然や優良な農地を
保全し、市民の貴重な財産である自然景観や農村景観を市民とともに守り育てていくことが必要と
されています。

これらのことから、環境面や安全面も含め、都市化と自然環境の調和を図ることにより、快適で
ゆとりある土地利用を進めていくことが求められています。

●土地利用における相互関連性の高まり

価値観やライフスタイルの多様化などに伴い、宅地や建物、道路、緑地等をそれぞれ別個のもの
としてとらえるのではなく、安全性や快適性を考慮しながら地域を超えて一連の面としてとらえる必要
性が高まっています。また、交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、都市郊外へ
の大規模な集客施設の立地によって、市街地が拡散し、その結果、既存市街地での低利用地及び未利
用地（以下「低・未利用地」という。）の増加につながるなど、特定の土地利用が他の土地利用と行
政区域を越えて相互に関係する状況がみられます。

こうした傾向を踏まえ、これからは、すでに都市化している区域にあっては高度利用を中心とし、
郊外部においては市街地の無秩序な拡大の抑制を図り、土地の有効かつ効率的な活用に努めるとと
もに、長期的な見通しのもと、地域の特性を生かした総合的かつ計画的な土地利用を推進していく必
要があります。

●多様な主体のかかわりの広がり

地域間の交流・連携が進む中で、森林づくりの活動における市民参加など、地域の土地利用に対
して地域内外の様々な人や団体が関与する状況もみられはじめていることから、多様な主体のかかわ
りの拡大についても、踏まえていくことが求められています。また、市内16地区においては、大切に守
られている自然や文化、歴史的な資源の保全・活用をはじめとし、特性を活かしたさまざまな地域づ
くりに取り組まれていることから、それらに対する支援も必要です。

●地方分権への対応

土地利用は、本来地域性を強く帯びたものであり、身近な空間の土地利用に自らもかかわりたい
という人々の意識の高まりを見せています。また、地方分権の下で土地利用諸規制に係る市町村への権
限移譲が進む中、地域での創意工夫ある取り組みの重要性も高まっています。

(3) 土地利用の諸課題

人口減少・少子高齢社会など「(2)土地利用をめぐる社会背景」を踏まえ、北上市における都市、農村、山間地域の土地利用に係る諸課題を次のとおり示します。

●都市地域

北上市においては、近年、比較的活発な工業や商業、業務、観光などの経済活動や地価の大幅な下落などを背景に、長らく低・未利用地であった北上駅周辺において、ホテルやマンションの建設の増加が見られます。その一方で、公共公益施設の郊外移転や大規模集客施設の郊外立地などの影響により、空き地・空き店舗の増加など中心市街地の空洞化が進んでおり、それらが混在化する中で土地の高度利用による効率的な土地利用や中心商店街の活性化が求められています。

また、従来市街化していない区域においては、住居系や商業系の開発とともに、市街地の無秩序な拡大・拡散による自然環境や優良農地の減少が懸念されています。あわせて、市の財政状況が厳しさを増している中、都市化の進行による社会的生活基盤の後追いの整備や将来の維持管理コストの増大等の問題が生じています。

●農村地域

農林業を取り巻く情勢の変化や高齢化の進行による従事者の減少などから、遊休農地や管理不十分な森林が増加しており、農林業の生産基盤のみならず、農地・森林の持つ多面的機能への影響や里地里山等の美しい農村景観の喪失が懸念されています。

また、中山間地域を中心とした集落では少子高齢化の進展、人口減少などにより、農林業の生産活動や日常生活はもとより、災害時における助け合い、地域文化の保存・伝承等への影響が懸念されています。

そうした中であっても、食料自給率を高める取り組みや安全で安心な農産物を求める意識の高まりから、魅力ある農業の確立に向け、北上市の優れた農林業環境を活用した取り組みが期待されています。

●山間地域

北上市は森林が市域の半分を超える面積を有するとともに、西部には栗駒国立公園などがあり、豊かで優れた自然に恵まれています。この豊かな自然環境を守り育て、次世代につなげていくため、森林資源・機能の維持増進、自然環境の保全に向けた取り組みが必要です。

(4) 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であり、生活や生産活動に通じる諸活動の共通基盤であることから、土地の利用は、公共福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の確保や自立と共生による地域社会の形成を基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとします。

また、土地利用をめぐる状況変化や課題を踏まえ、これからも北上市が持続的に発展を続けていくためには土地利用がどうあればいいのか、将来どのようなかたちであるべきなのかをしっかりと見据えたうえで、持続可能な土地利用^{※i}に向けて、農林業を含む自然的土地利用の減少を抑制し、土地利用の質的向上を図るとともに、土地利用に係る横断的観点にも留意して、各種施策を総合的に推進します。

●土地需要の量的調整

宅地等の都市的土地利用については、低・未利用地の有効利用の促進により効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成を図ります。

一方、自然的土地利用については、市街地における低・未利用地の優先利用により、自然的土地利用から都市的土地利用への転換抑制を図るとともに、農用地の適切な保全による遊休農地の発生防止等を通じて、自然的土地利用の減少を抑制することを基本とします。農林業に関する土地利用については、生産性向上に重点を置いた農林業生産基盤の整備を進めて、農地の集積等その効率的な経営を促進します。

農用地、森林、宅地等の間での、相互の土地利用の転換については、生態系をはじめとする自然環境や景観などへの影響が大きく、土地の復元利用が容易ではないことに配慮が必要です。また、既存の農用地や森林が、生産面ばかりではなく、自然や生活環境の中で持っている役割も考慮し、その転用に当たっては慎重な配慮と十分な検討のもとで計画的に行うものとします。

●土地利用の質的向上

《ア. 自然と共生し循環を基調とした土地利用》

持続可能な土地利用の観点からは、大気や水などの循環を維持し、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、さまざまな生物が生息できる自然の保全・創出を図ることによって、自然と共生した土地利用を進めていきます。

《イ. 安全で安心できる土地利用》

安全で安心できる土地利用の観点からは、地震・洪水・山崩れ等の災害から土地を守るため、総合的な防災対策を推進するとともに、自然環境の持つ防災能力を最大限活用できるような利用に配慮します。

《ウ. 快適でゆとりのある土地利用》

快適でゆとりのある土地利用の観点からは、良好な生活環境の整備を促進するとともに、国見山や展勝地、江釣子の清水（すず）、夏油三山など、地域の自然や歴史・文化により形づくられた北上らしい景観の適切な保全や形成を市民との協働などにより積極的に進めます。さらに、近年ますます高まりを見せている自然に親しむ余暇活動への支援や、自然とのふれあいの場の確保に努めます。

●土地利用の総合的マネジメント

《ア. 総合的な施策の推進》

土地需要の量的調整及び土地利用の質的向上を進めるに当たっては、都市的土地利用の無秩序な拡大が自然的土地利用に影響を及ぼしていることや、農用地、森林、宅地等の個別の土地利用が相互に密接に関連することなどから、都市計画、農用地の利活用、森林の保全、自然環境の保全、廃棄物の処理など、各種施策を総合的に推進していきます。

あわせて、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理といった一連のプロセスを重視した適正な土地利用を推進します。

《イ. 多様な主体の連携・協働による土地管理》

土地の管理に当たっては、国、県、市による公的な役割の発揮や所有者等による適切な管理が必要であるとともに、土地所有者以外の者が、それぞれの特長を生かして管理に参加することにより、管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な土地利用に資する効果が期待できます。

そのため、市民、NPO、企業等の多様な主体による森林づくりや農地の利活用、良好な市街地環境の保全・形成など、関係する主体それぞれが土地管理の一翼を担う取り組みを促進していきます。

あわせて、地域づくりや生産活動など、多くの役割を担っている地域コミュニティの維持・再生を支援することにより、土地の適切な維持・管理を促進します。

* i 【持続可能な土地利用】

「持続可能な土地利用」とは、地域での食料生産（農地の保全、地産地消）や自然との共生（緑地、森林保全への市民参加促進）、コンパクトなまちの創造（職住近接、商工業の共存）、土地利用規制（無秩序な開発の抑制、歴史・自然環境の保全）などにより、将来にわたって、そこに住む人々が、安心して暮らし続けられるような効率的な土地利用を図ることです。

このような土地利用を進めることにより、大量消費による大気汚染、無秩序な開発による都市の環境破壊、コミュニティの崩壊等といった都市の抱える問題、さらには天然資源の枯渇、地球環境の悪化、食糧危機という問題への対応を図るものです。

(5) 地域類型別の土地利用の基本方向

人口減少・少子高齢社会の到来を迎え、これまでの人口増加を前提としてきたまちづくりの方向を見直し、都市化と自然環境保全の調和を重視しながら、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、既存ストック^{※ii}を活用し、各種都市機能の集積を図るなど、持続可能なまちづくりに向けた取り組みが必要となっています。また、地域住民の安全・安心な生活を確保しつつ、地域資源を活かした取り組みの重要性は増しており、市内 16 地域の有機的な連携・共生を進めていくことも重要となっています。

これらのことを踏まえ、環境に配慮した低炭素型の都市構造なども視野に入れながら、地域特性を考慮した持続可能なまちづくりを進めるため、都市、農村、山間地域の土地利用について、基本方向は次のとおりとします。

地域類型別の土地利用に当たっては、各々の土地利用が密接に関連することから、相互の機能分担や交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮するものとします。

① 都市地域

都市地域においては、市街化していない区域における市街地の無秩序な拡大の抑制を図りながら、良好な市街地形成に向け、民間資本の開発等による低・未利用地の有効活用を促進するとともに、公共公益施設、大規模集客施設等の適切な位置への立地誘導などにより、地域の実情を踏まえた計画的な土地利用を図ります。また、既存ストックの有効活用を促進し、複合的な都市機能を誘導することとあわせ、住宅・業務・公共・商業機能の集積を図り、歩いて暮らすことのできる魅力ある都市の形成を図ります。

一方、周辺部にある優良な農地を維持・保全し、秩序ある土地利用を図るため、新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の活用を優先させ、自然的土地利用からの転換を抑制し、都市的土地利用と自然的土地利用の調和のとれた都市を目指します。

② 農村地域

農村地域については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有するなど、市民共有の財産であるという認識の下、農林業の持つ多面的機能を活かし、地域特性を踏まえた生産基盤の整備、生活基盤の充実を図るとともに、地域資源の活用により生活機能を強化しながら、都市地域との機能分担や交流・連携を促進することにより効率的な土地利用を図ります。

農地や宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しながら、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう計画的な土地利用を図ります。

これらを通じて、豊かな自然景観や農村景観の維持・活用など、北上らしい良好な景観形成の促進に努めます。

③ 山間地域

西部の山間地域及び東部の丘陵地については、森林資源の保全及び育成はもとより、市街地の環境を支える後背地として、自然環境の適正な保全に努めます。

また、地域住民にとって身近な自然については、その特性を踏まえつつ、適正な管理の下で、市民の憩いの場、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場として活用を図ります。

(6) 利用区分別の土地利用の基本方向

自然との共生、安全・安心など、土地利用の質的向上に向けた横断的な観点や相互の関連性に十分留意しながら、各利用区分別の土地利用の基本方向は次のとおりとします。

① 農用地

当市における農業の現状を踏まえ、魅力ある農業を確立するため、その効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、長期的な食糧需給の動向を考慮し、食料自給率の向上に向けた生産力の維持・強化を図ります。また、農用地の管理を通じ、農用地が有している土地の保全や自然環境の維持、農村景観の形成等多面的な機能が高度に発揮されるように努めるとともに、環境への負荷の低減にも配慮した農用地利用を図ります。

近年増加してきている遊休農地は、地域の実情に応じて、担い手への農地の利用集積、営農再開や適切な保全管理等を図ることによって解消と発生防止に努めます。

② 森林

森林が市域の半分を超える面積を有していることを踏まえ、木材等林産物供給の経済的機能のほか、水源かん養や保健休養、自然環境の保全、土砂災害防止、さらには地球温暖化対策に向け、二酸化炭素の吸収源として、その公益的機能が総合的、持続的に発揮できるよう、多様で健全な森林の整備と保全を図ります。市街地及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地や里山林としての保全及び整備を図ります。

さらに、森林の持つ機能が低くかつ低位利用にあるものについては、周辺の土地利用に十分配慮し、総合的かつ計画的な調整のもとに有効利用を図ります。

③ 水面・河川・水路

河川の氾らん地域における安全性の確保とあわせ、水資源の有効利用に資する農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、水面及び河川の整備に当たっては、これらが有する水の浄化作用、多様な生物の生育環境、景観形成に果たす役割等の様々な機能に配慮し、極力自然環境を損なわないよう配慮しながら、積極的に市民の生活環境に資するよう親水性の確保に努めます。

④ 道路

国・県・市道については、土地の有効利用及び良好な生活環境の形成を図るとともに、既存都市施設の機能強化や一層の産業基盤の確立を目指し、広域都市圏の中核として周辺地域との交流連携が図られるよう、道路橋梁の改修整備等適切な管理に努めるとともに、緊急性や重要度による計画的で効率的な道路網の形成を図ります。

農林道については、農林業の生産性の向上に資する農林業生産基盤及び農村地域の生活基盤の整備を図るため、その必要な用地の確保に努めます。

道路の整備に当たっては、自然環境保全への十分な配慮とともに既存の土地利用に与える影響を考慮し、道路の安全性、快適性等の向上並びに防災機能の向上等に配慮します。また、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図るとともに、長期的視点で必要と認められる路線については、整備に向けて必要な用地の確保に努めます。

⑤ 住宅地

住宅地については、成熟化社会にふさわしい豊かな住環境の実現、秩序ある市街地の形成の観点から耐震・環境機能を含めた住宅ストックの質的な向上を図るとともに、人口減少・少子高齢社会も見据え、人口規模に見合った効率的な土地利用を進めるため、市街地化を促進するゾーンへの計画的な誘導に努めるなど適切な配置に努めます。また、既存の社会的な生活基盤などの適切な維持管理などを計画的に進めるとともに、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な土地利用を図り、良好な居住環境の形成に努めます。

農村集落においては、これ以上農地や林地の持つ機能が損なわれることのないよう最大限留意するとともに、豊かな自然・農村景観の保全に努め、大規模な開発についてはその必要性を十分吟味し、適切な規模及び位置で用地が確保されるよう配慮します。

⑥ 工業用地

工業用地については、北上川流域の工業拠点地区として、既存工業団地の拡張整備に必要な用地を確保していきます。工業団地の整備に当たっては、緑地を十分確保しながら周辺環境と調和した整備を図っていきます。

また、工場移転等に伴って生じた工場跡地については有効利用を図り、良好な都市環境の整備に努めます。

⑦ 事務所や店舗用地

事務所や店舗などの用地については、市街地の再開発や中心市街地における各種都市機能の整備及び商業の活性化に配慮し、適切な配置に努めます。

また、大規模な土地利用の転換を伴うような大規模集客施設など、周辺の土地利用に大きな影響を与える施設の立地については、都市構造への広域的な影響や中心市街地に与える影響、産業振興への影響や効果について十分に配慮するとともに、地域の合意形成や景観との調和などにも留意しながら、適切な位置への立地の誘導に努めていきます。

⑧ 公用・公共用地

公用・公共施設用地については、災害時における施設の活用等に配慮するとともに、既存ストックの有効活用や中心市街地の空洞化抑制等の観点から、空き店舗等の再生利用や街なかへの立地を誘導するなど、計画的な整備を図ります。

また、公園緑地や道路などの交通施設等、各地域で必要不可欠と判断される施設については、必要な用地の確保に努めます。

* ii 【既存ストック】

社会基盤や施設など今までに蓄積された資源。都市における既存ストックの活用として、耐震改修の推進、バリアフリー化の強化、遊休建築物等の公的利用の促進、中心市街地の伝統的建築物の再生活用など、既存の建築物について、長期にわたって活用促進することのほか、既存の民間の住宅や公共賃貸住宅、学校の余裕教室や用途廃止した庁舎等公共施設等の用途転換による有効利用、都市中心部のメインストリートの再生に向けた道路の多面的利活用などが進められています。

2 土地利用のフレーム

① 計画の目標年次

基準年次は平成20年とし、計画の目標年次は平成32年とします。

② 土地利用区分

土地の利用目的に応じた区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とします。

③ 土地利用区分ごとの目標

土地の利用区分ごとの規模の目標については、土地の利用の現況とその推移についての調査に基づき、将来人口や各種計画等を参考として、利用目的区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態と合わせ、総合的な調整を行い定めるものとします。

土地利用の構想に基づく平成32年における利用区分ごとの規模の目標は、次のとおりです。

なお、以下の数値については、今後の社会経済の変化等に対応して弾力的に取り扱うべき性格のものであります。

土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

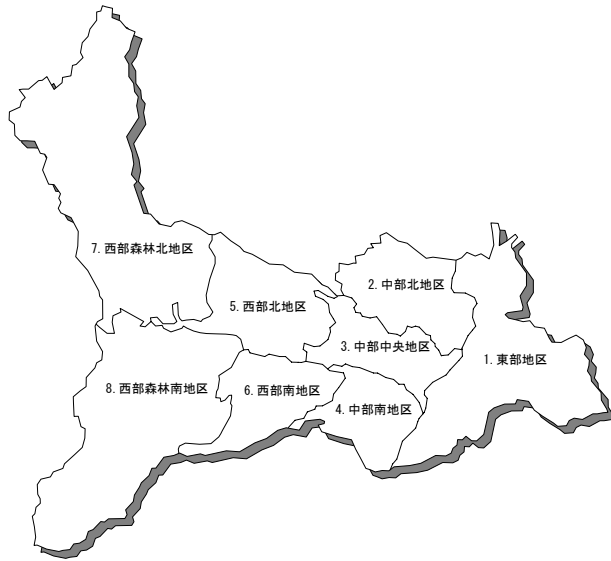
区 分	面 積 (ha)		構 成 比 (%)		備 考
	平成20年	平成32年	平成20年	平成32年	
農用地	9,796	9,621	22.4	22.0	
農地	9,796	9,621	22.4	22.0	
採草放牧地	0	0	0.0	0.0	
森林	22,248	22,253	50.8	50.9	
原野	992	987	2.3	2.2	
水面・河川・水路	1,995	1,992	4.6	4.5	
道路	2,592	2,628	5.9	6.0	
宅地	2,465	2,569	5.6	5.9	
住宅地	1,473	1,510	3.4	3.5	
工業用地	315	363	0.7	0.8	
その他の宅地	677	696	1.5	1.6	
その他	3,667	3,705	8.4	8.5	
合計	43,755	43,755	100.0	100.0	
市街地(DID)	710	731	1.6	1.7	現況は平成17年値

市街地は国勢調査の定義による人口集中地区で平成20年の欄は平成17年の数値です

3 地区別の土地利用の方向

北上市の自然的・歴史的・経済的・文化的条件をふまえ、東部地区、中部北地区、中部中央地区、中部南地区、西部北地区、西部南地区、西部森林北地区、西部森林南地区の8地区に区分とします。

それぞれの地区における自然環境などの特性や歴史的な背景、経済社会活動の特色をふまえながら、地区別の土地利用の方向を次のとおりとします。



	地 区	地 区 の 範 囲
1	東部地区	更木、黒岩、立花、口内、稲瀬
2	中部北地区	飯豊、二子
3	中部中央地区	黒沢尻、江釣子
4	中部南地区	鬼柳、相去
5	西部北地区	藤根、長沼、後藤、堅川目、横川目
6	西部南地区	岩崎、岩崎新田、煤孫
7	西部森林北地区	西部森林地区の和賀川以北
8	西部森林南地区	西部森林地区の和賀川以南

(1) 東部地区

農林地が大半を占める自然的土地利用を主体とする地域であり、今後とも、農業地域ゾーン、自然活用ゾーンとして、自然の保全、自然の活用を基調とした土地利用を進めます。

更木、黒岩、口内、稲瀬の各地区は農林業地域として、水稻を中心に果樹などの農業の生産基盤整備及び森林施業を促進するとともに、丘陵地の農地を活用したふれあい観光農園等の整備など都市・農村交流を促進し、市民が農業に親しめる地域づくりを目指します。また、北上川の氾らん地域における安全性を確保するため、堤防の計画的な整備を促進します。

立花地区は、北上市の中心市街地と連続し、市街化が進んできた地域であることから、都市地域と農業地域の境界地域として、土地利用の混在化を防止し、計画的な土地利用を進めます。

展勝地から国見山周辺にかけての丘陵地は自然活用ゾーンとして位置づけ、男山、極楽寺などの既存の資源を活用し、市民が自然と文化にふれあえる憩いの場としての整備を目指します。

(2) 中部北地区

北上川に沿って形成された南北の平地部の北側に位置し、おおむね半分は水田を中心とする農地が展開し、北部には県の農業関連の研究施設の立地がみられます。また、これまで北上工業団地、北上流通基地など、北上市における産業開発を誘導してきたところであり、拡大する中心市街地の郊外部として都市的土地利用への転換が進んできました。さらに、村崎野地区については岩手県立中部病院が立地され、広域的医療施設の拠点となるべき役割を担う地域となっています。

今後も農用地との調整を図りながら、市街化促進ゾーン及び農業地域ゾーンとして位置づけ、農業関連施設や産業集積、流通機能など産業拠点としての特性を活かしたまちづくりを行っていくとともに、広域的医療施設の拠点として都市化の進展が予測される地区は、周辺環境との調和に配慮しながら市街地化の計画的な誘導に努め、住宅地と農用地の混在化が進まないよう留意しながら、適切な土地利用を図ります。

また、二子地区は北上川の氾らん地域における安全性を確保するため、堤防の計画的な整備を促進するとともに、市の代表的な農産物となっている“いものこ畑”など豊かな農村景観や自然景観が残されている地区でもあることから、都市計画区域内の用途地域が指定されていない区域においては、地域住民の意向に配慮しながら、農村地域の無秩序な市街化を防ぐなど、土地利用の転換に当たっては慎重な配慮と十分な検討のもとで計画的な土地利用を図ります。

(3) 中部中央地区

北上市の中心地域として、官公庁及び事業所等の業務施設や文教施設、店舗及び住宅が集中しています。これまで土地区画整理や都市計画街路整備等の事業を積極的に導入し、居住や業務、交流及び消費活動などの拠点として、都市機能の整備が進められてきました。

JR 北上駅西側に広がる地区は、業務施設や商業施設が集積され、市の中心として、いわば北上市の顔とも言える地域です。これからも市の中心的役割を担う地区であり、既存の都市施設の適切な管理や機能の高度化、低・未利用地の有効活用などを計画的に進めるほか、街なか居住の推進など歩いて暮らせる快適な居住環境の実現に向け、民間活力を導入しながら活気にあふれにぎわいのある都市空間の形成を目指します。

これまで人口の増加が進んできた中心市街地周辺部は、都市計画区域内の用途地域が指定されていない区域における無秩序な市街化をできるだけ抑制するなど、都市的土地利用と自然的土地利用の調和のとれた土地利用を計画的に進める必要があります。また、国道 107 号に沿った地域は、市街化促進ゾーンとして位置づけ、今後の市街地の展開の方向を見定めながら、計画的な誘導に努めるとともに、周辺の土地利用に大きな影響を与えるような大規模集客施設などの立地については、都市構造への広域的な影響や中心市街地に与える影響・効果について十分に配慮するとともに、街なかなどへの適切な位置の誘導に努めていきます。

平成 3 年の合併協定による新庁舎の建設予定地については、現在の社会経済情勢、財政状況及び地域住民の意向に配慮しながら、十分な検討のもとで計画的な土地利用を図ります。東北縦貫自動車道より西に位置する、国道 107 号に沿った地域を除く地域は、農業を主体とする地域であり、豊かな自然・農村景観の保全に努め、今後とも優良な農地の保全とその基盤整備を図ります。

北上川や和賀川流域などにおいては、対岸からの展勝地の眺めや清水(すず)に代表される景観資源を含む地区を中心に、市の特徴的な景観を形成している区域として位置づけ、優良な自然・農村景観の保全に努め、市民にゆとりやうらおいを与える空間として適切な管理及び計画的な整備を図ります。

(4) 中部南地区

和賀川の南側に位置する地域で、大堤地区の住宅団地や北上南部工業団地、オフィスアルカディア北上、北上総合運動公園など都市機能の整備が進められてきました。

北上金ヶ崎インターチェンジを有し、広域的な観点からも良好な位置・条件にあることから、今後も産業・業務機能の展開を促進し、中核的な産業拠点の形成を図るとともに、産学官の連携のもとに、学術・研究開発機能の整備を促進します。

さらに、環境負荷の低減も視野に、交通体系の立地条件を活かした物流ネットワークの形成を目指し、トラックや鉄道、海運を適切に組み合わせることによって、輸送の効率化やコストダウン、時間短縮を図る総合的な物流対策について検討を進め、物流拠点としての機能強化に向けた土地利用を図ります。

東北縦貫自動車道より西側をはじめとして、地区内には多くの優良農地や、藩境塚や河岸段丘にそって残された貴重な緑地などに代表される自然・歴史的に優れた資源が多く存在していることから、その適切な保全に努めます。市街化促進ゾーンでは、市街地化の計画的な誘導に努め、住宅地と農地の混在化が進まないよう留意しながら、適切な土地利用を図ります。

(5) 西部北地区

広大な優良農地が展開する農業を主体とする地域であり、国道 107 号沿いには住宅地が連担しています。地区内に広がる優良農地は、今後とも農業地域ゾーンとしてその基盤の整備に努めるとともに、国道 107 号に沿った地域は、市街化促進ゾーンとして位置づけ、今後の市街地の展開の方向を見定めながら、計画的な誘導に努めます。

また、周辺の土地利用に大きな影響を与えるような大規模集客施設などの立地については、都市構造への広域的な影響や中心市街地に与える影響・効果について十分に配慮するとともに、街なかなどへの適切な位置の誘導に努めていきます。

工業地の土地利用については、周辺環境と調和した工業拠点の形成を進めます。あわせて、本計画期間内の立地が予定されている一般廃棄物処理施設（岩手中部広域行政組合）の整備においても、地域の合意形成などにも配慮しながら、周辺環境と調和した適正な土地利用を図ります。

(6) 西部南地区

農業用地、森林等の自然的土地利用が大半を占める地域であり、西側は森林山岳地域に接し、豊かな自然環境を有しています。

基本的には自然的土地利用を図る地域として位置付け、夏油川に沿って整備された広大な農業用地及び和賀川に沿って形成された農業用地については、その基盤の整備を進め、農業地域ゾーンとしてその土地利用を図っていきます。

また、和賀川や夏油川の自然環境、さらには地域に伝わる歴史的な資源の適切な保全・活用を図り、環境学習や自然体験、文化交流の場としての機能の整備に努めます。

(7) 西部森林北地区

地区のほぼ全域が森林であり、そのほとんどが国有林です。森林資源の維持増進を図り、木材等林産物供給のための活用、また、水源かん養などの公益的機能を発揮させるため、自然環境の保全に努めます。

和賀川沿いの地域には石羽根ダムや綱取層、温泉などの資源があり、自然とのふれあいの場として活用を図ります。

(8) 西部森林南地区

森林が大半を占める山間地域で、一部に農業用地があります。森林はブナ林など広葉樹林が多く、西部森林北地区に比べると民有林が多く存在しています。また、地域の南西部は自然公園地域(栗駒国定公園)に指定されています。このように本地域は、恵まれた自然環境を活用できる可能性を有しています。

優れた自然を有する森林地帯は現在の機能を維持増進することができるようその保全に努めます。和賀川から夏油川にかけての丘陵地、さらに入畑ダム、夏油高原、夏油温泉にかけての山岳地については、自然資源を生かした観光レクリエーションの場として活用を図ります。

4 望ましい土地利用を進めるために

(1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的な諸条件に応じた適正な利用が図られるよう努めます。

このため、各種の規制措置、誘導措置等による総合的な対策の実施を図ります。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法など土地利用関係法を適切に運用し、必要に応じて、これら法律による地域及び地区指定の見直しを行うなど、土地利用の総合的かつ計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図ります。

(3) 持続可能なまちの実現

北上市がこれからも持続して市勢発展を続けていくためには、従来の右肩上がりの成長・拡大の方向を見直し、人口減少社会を見据え、量的拡大ではなく質的向上を目指したまちづくりに転換する必要があります。

このため、北上市総合計画では、市民の暮らしにおいては、子育て支援の充実、高齢者や障がい者などが安心して健康に暮らせるまちの実現、良好な景観資源の保全や形成、防災機能や災害発生時の安全性の向上などを目指し、北上市に暮らす人が満足感や充足感が得られるような、人口の定住促進に資するまちづくりを推進します。

また、先端的な工業集積都市としての北上市の優位性を維持し発展させていくとともに、地域特性に応じた商業振興、魅力ある農林業の確立などバランス良い振興を図りながら、産業間の連携を促進し活気あるまちを築いていきます。また、地球環境保全の取り組みやごみの発生抑制と減量化などの普及を図り、低炭素社会、循環型社会の形成を目指します。

さらに、地域が有するあらゆる資源を活用しながら、地域の活性化に資する総合的な環境整備を進めるため、市民や地域、企業、各種団体などと行政が相互に有機的に連携した協働によるまちづくりを推進します。

(4) 土地の保全と安全性の確保

① 森林の保全

森林の持つ国土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備に努めるとともに、林道等必要な施設の整備、新しい取り組みとして「企業の森づくり」など森林管理への市民の理解と参加、林業の担い手の育成を図るなど、森林管理に向けた基礎条件の整備などにより森林の管理水準の向上を図ります。

また、災害の防止に万全を期し、山林等の開発に当たっては、災害の発生及び環境の悪化防止に十分配慮し、周辺の土地利用との調整を図ります。

② 自然災害に配慮した土地利用

自然災害から市民生活の安全を確保するため、北上川の氾らん地域における堤防の計画的な整備を促進するとともに、災害危険地区の把握を踏まえながら、地形等自然条件と土地利用配置との適合性に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図ります。

また、地域社会の安全を確保するため、危険地区の点検等により、防災安全施設の設置及び災害に強い道路整備等に努めます。

③ 総合的な安全性の向上

洪水の危険地域、土砂災害警戒区域等についての情報を提供することにより、安全性を考慮した適正な土地利用への誘導を図ります。

(5) 美しい環境の形成

① 地球環境の保全

市民、企業、行政それぞれの役割分担と連携のもとに地球温暖化対策を強化し、低炭素社会の構築を目指して、良好な大気環境の保全に対処します。このため、太陽光等の新エネルギーの市民への普及促進等を通じた取り組みを進めます。

また、都市環境改善のための緑地等の効率的な配置、公共交通機関の利用促進や円滑な交通体系の構築、鉄道、自動車等を適切に組み合わせた低炭素型物流体系の形成などを通じて、環境負荷の小さな社会経済システムの形成に向けた適正な土地利用を図ります。

特に、二酸化炭素の吸収源となる森林については、その吸収能力を十分に発揮できるよう積極的な間伐や人工林伐採跡地の更新を実施するとともに、通常の伐採林齢より高齢級で伐採する長伐期施業や林齢・樹種の異なる樹木で構成される複層林施業等を展開するなど、多様な森林の整備・育成を図ります。あわせて、市街地の緑や里山等の身近な緑の適切な保全・整備を図ります。

② 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの一層の促進、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムの形成などの施策を講じるため、必要な用地の確保を図ります。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

③ 環境保全型農業の推進

環境と共生した農業を推進するため、環境保全型農業に意欲を持って取り組む農業者の支援・育成、環境と共生する産地づくりの機運の醸成を図ります。

また、安全安心な産地ブランドの定着に向け、きめ細やかな情報発信や生産から流通・加工・販売までの一貫した管理による生産履歴のわかる供給システムの確立などの施策を総合的・計画的に推進し、安全・安心な農作物を供給します。

これによって、環境上健全な農用地の形成を推進します。

④ 自然環境の保全

北上市の豊かな自然に包まれた環境を維持し、快適な生活環境を形成するため、自然環境の保全、環境への負荷の低減等、適正な利用と保全を図ります。

⑤ 良好な生活環境の形成

良好な生活環境を確保するため、公園・緑地の適切な維持管理に努めるとともに、市街地周辺における緑地の保全を図ります。市街地の整備に当たっては、防災に十分に配慮し、適正かつ計画的な土地利用を図ります。また、北上川及び和賀川の水質を維持するため、下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽など、地域に適した汚水処理施設の整備に努めます。

⑥ 良好な景観形成の推進

北上市における歴史的・文化的な建築物や、良好な街なみ景観、緑地・水辺景観、里地・里山等の美しい農村景観の維持・形成を促進し、後世に継承するため、景観計画や景観条例等によるルールづくりなど、地域が一体となった取り組みを推進します。

⑦ 公害の防止

道路や鉄道の沿線における騒音等の公害を防止するため、高速道路など低騒音舗装への改良等を促進し、沿道環境に適合するような土地の利用を誘導します。

工場の立地に当たっては、環境保全協定の取り組みとともに、公害の防止と自然環境への影響に十分配慮し、工業専用地域・工業地域等へ優先的に誘導し周辺環境との調和に努めます。

⑧ 環境影響評価の実施

良好な生活、都市及び自然環境を確保するため、開発行為等については、必要に応じて環境影響評価を推進することにより、土地利用の適正化を図ります。

(6) 土地利用の転換の適正化

① 土地利用転換の基本

土地利用の転換を図る場合には、その転換の影響の大きさに十分に留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととします。また、転換の途上であっても、これらの条件の変化を勘案して、必要があるときは速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。

② 農用地の利用転換

農用地を他に利用転換する場合には、基幹産業としての農業振興及び高生産性農業の確立という観点から、地域農業に及ぼす影響に十分配慮し、無秩序な転用による農地と宅地などの混在化を抑え、優良農地が確保されるよう十分考慮して行います。

③ 森林の利用転換

森林を他に利用転換する場合には、森林の確保と林業経営の安定に考慮しながら、災害の発生、環境の悪化、水源かん養機能の確保に支障をきたさないよう十分配慮し、周辺の土地利用との調整を図ります。

④ 大規模な土地利用の転換

大規模な土地の利用転換をする場合については、その影響が広範囲に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、土地の保全と安全性の確保、自然環境の保全及び文化財の保護等を図りつつ、適正な土地利用の確保を図ります。

⑤ 混在化の進行する地域の土地利用転換

市街地周辺における、農家と非農家の混在化の進行する地域においては、農地・宅地等の土地利用の混在による弊害を防止するため、土地利用相互の調整を図り、必要な土地利用のまとまりの確保等に努めます。

⑥ 無秩序な施設立地等の抑制

多様な用途が許容されている準工業地域や用途地域が指定されていない地域など、無秩序な施設立地等が懸念される地域では、施設立地の抑制などにより、適正な土地利用の規制・誘導を促進し、地域の実情に応じた計画的な土地利用の実現を図ります。

(7) 土地の有効利用の促進

① 農用地

環境保全に配慮した生産性の高い農業を確立するため、土地改良事業などの農業生産基盤整備事業を計画的に推進し、優良農地の確保を図るとともに、農用地の高度利用を進めます。

また、集落内の合意に基づき、担い手への農地の利用集積を図るとともに、基幹となる担い手農家を中心としながら、小規模・兼業農家も参加する集落営農など、効率的・安定的な経営体の育成を図り、農用地の有効活用を図ります。

遊休農地は、その実態を把握の上、地域の実情に応じて、営農再開や適切な保全管理等を講じることによってその解消と発生防止に努めます。

② 森林

森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、計画的な造林及び保育管理により、森林資源の保全に努めるとともに、伐採林齢の多様化や長伐期化、複層林施業の推進、「企業の森づくり」の促進、病虫害対策の強化等を図ります。また、森林機能が低く、かつ低位利用にあるものについては、地域の条件に応じ、自然環境の保全に配慮しながら、その有効利用を図ります。さらに身近にある里山の自然を有効に活用し、自然学習の場や野外レクリエーションの場としての活用を図ります。

③ 水面・河川・水路

河川については、災害の発生を防止するため、地域の特性に適合した河川改修事業等を計画的に進めます。水面・水路については、その機能の維持を図るとともに、農業用排水路の再編整備により、有効利用を図ります。

④ 道路

一般道路については、国道4号の4車線化をはじめ、主要な幹線道路の拡幅、整備や交通安全施設等の設置を促進します。また、市民生活と密接な関連を持つ生活道路の適切な維持管理を進めながら、広域的道路網及び都市計画道路網の計画的整備により、道路機能の多元的活用を図ります。

農林道については、生産的資本としての機能を持つ道路であり、農林業の生産基盤の整備とあわせ、計画的な整備に努めます。

⑤ 宅地等

住宅地については、人口及び世帯数、都市化の動向に対応しながら、下水道事業等による居住環境の充実を図るとともに、民間による効率的かつ計画的な宅地開発への支援等により、土地利用の高度化を推進します。

工業用地は、既存の工業団地の未利用地の活用を優先するものとし、企業の立地動向等による工業団地の拡充については、自然環境の保全に配慮し、その整備にあたります。

事務所・店舗等用地については、原則既存の市街地への誘導を図るものとし、土地利用の高度化を推進します。

⑥ 公用・公共用地

文教体育施設、公園緑地及び厚生福祉施設等の公用・公益施設及びレクリエーション施設については、適正配置について検討を加えながら、改修整備による長寿命化や適切な維持管理を図り、既存ストックの有効活用を進めます。

また、貴重な史跡については、地域学習の場として、また観光レクリエーションの場として活用を図ります。

⑦ 低・未利用地

市街地内の遊休地や農村地域の耕作放棄地など、低・未利用地については、周辺の土地利用との調整を図りながら、土地の有効利用を促進していきます。

(8) 土地に関する調査の推進及び施策の普及啓発

土地の適正かつ計画的な利用を図るためには、土地に関する総合的かつ科学的なデータが欠かせません。農業振興地域や都市計画区域などの指定に伴う土地利用現況調査、自然環境保全調査など土地に関する基礎的調査を継続的に実施しながら、土地に関する情報を整備するとともに、その調査結果を市民に対して周知します。

(9) 指標の活用

適切な土地利用を推進していくため、各種指標を活用しながら、計画の推進状況を絶えず確認していきます。